

令和 6 年 8 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 8 月 27 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年8月27日(火)
午前9時30分開会 午前10時12分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第40号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第41号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第42号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 目標地図の素案について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 7 番 近藤 好幸

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

（局長） ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年8月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日は議席番号7番 近藤好幸委員 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数24名中23名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号6番 小林和仁委員、同8番 佐野恵美子委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9日の書類説明会、農業委員による現地調査、19日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明

があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

老津町地内の所有権を移転する案件は、宅地利用されている所有農地について復元が間に合わないため、8月21日に取下願の提出がありました。

また、老津町地内4筆の所有権を移転する案件は、宅地利用されている所有農地について復元が間に合わないため、8月22日に取下願の提出がありました。

番号5番の案件について、賀茂町地内の農地を現地調査したところ、竹林及び狭小地のため農地としての活用が難しいため、使用貸借権による権利の設定に適さないとして申請から除いております。

番号7番の案件について、東七根町地内について、雑木林の農地と思われましたが、再度現地調査をしたところ、営農が可能な状態であることを確認しました。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番、3番及び7番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せて御精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、9日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願ひします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第37号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第37号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から7番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第38号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第38号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から9番までの9件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号7番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・4番・6番・9番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・3番・5番・7番・8番です。

一時転用については、番号8番が該当し、電線の張替えに伴う工事敷地の案件で8ヵ月間の計画で、農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 39 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 35 番までの 35 件を一括上程いたします。
なお、番号 21 番は杉浦委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課 はい、議長。
議案第 39 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、9 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 8 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 35 件 77 筆 104,282.00 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 21 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。
まず、番号 21 番の 1 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

委員
議長
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。
「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員
議 長
「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議 長
続きまして、番号 21 番を除く 34 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長
「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員
議 長
「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長
続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 40 号
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課
はい、議長。
議案第 40 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別添資料 1-2、9 ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、7 月 23 日開催の農地銀行運営委員会会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3 件 3 筆 10,665 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 41 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 41 号 5 ページをご覧ください。
議案第 41 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 4 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

森下委員 議案の備考欄に「保全管理」と記載されている案件については現地調査の結果どのような状態であったか。また、この願出者の農業経営状況は把握しているのか。

事務局 調査時において雑草繁茂は無く、耕起もされて土露わの状態でした。納税猶予の適格要件はあくまで常時耕作が可能である状態の保持であって、必ずしも耕作が必要条件ではないことを申し添えます。

森下委員 承知した。

議長 他に何かございませんか。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第42号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第42号 6ページをご覧ください。

番号1番・2番の2件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。資料1 7ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から 8ページ 11番までの11件、及び9ページからの報告第2号の番号1番から 15ページ 43番までの43件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

なお、報告第1号の番号5番につきましては、工事着手に及んでいたものの納税猶予対象地であることが判明したため農地復元が必要となることから、7月26日付けで取消し願いが出されました。今後、農地復元完了後に事務局による現地確認を経て取消しとし、納税猶予開始から20年経過による免除が到来する日以降に改めて届出される予定となっております。

次に16ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から7番までの7件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に17ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から 18ページ 11番までの11件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に19ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から6番までの6件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番から3番までは宅地、4番は3筆のうち2筆が農業用施設・1筆が畑、5番は畑、6番は一部宅地・一部雑種地でした。

続きまして、報告第6号「目標地図の素案について」を説明させていただきます。

皆様方にお配りした資料はございません。

現時点での目標地図の素案の地図を左後方に展示しておりますので、後ほどご覧ください。

農業経営基盤強化促進法の規定により、南西部地区について、農業委員会で作成した目標地図の素案を市へ提出します。

南西部地区では、同地域での営農規模の拡大、営農面積の多い「担う者」を対象に令和6年6月7日に第1回目を始めとして、7月12日、8月20日合計3回「目標地図の素案作成にむけた調整会議」を開催しました。

調整会議を経て、農業を担う者が決まった筆は自作地、貸借地関係なくすべて赤色とし、担う者が未定の筆については、「今後検討等」として黄緑色とオレンジ色で表示しています。

調整会議の前の時点で、担う者が位置づけられていた農地は4,927筆、430.7haで、南西部地域全体の農地面積に対する割合は42%でした。

調整会議にて86.2haの農地に新たに担う者が位置づけられ、その結果、目標地図の素案では、担う者が位置づけられている農地は5,664筆、516.9haで、同地域全体の農地面積に対する割合は50%となりました。

目標地図の素案を市へ提出した後は、南西部での座談会や意見聴取、縦覧等の過程を経て、令和7年3月末に公告される予定です。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時01分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午前10時03分再開)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時12分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年8月27日

議長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号6番 小林 和仁 委員)

議事録署名者
(議席番号8番 佐野恵美子 委員)